

平成 21 年度返還促進策等検証委員会報告書（骨子案）

1. 中期計画における総回収率 82% の目標値等の検証結果について

(1) 外部シンクタンクによるシミュレーション結果

① 総回収率 82% の目標値について

- ・平成 20 年度における機構の回収プロセスを維持した場合、回収率は微増するものの平成 25 年度で目標値 82% の達成は難しい。
- ・今後、機構において実施が予定されている施策（回収プロセスの早期化）を導入した場合、回収率は向上し目標値達成の可能性はある。（ただし、追加コスト・人員が必要。）

② 債権管理指標について

- ・現在は「回収率」をメインの指標としているが、債権回収上の中長期的リスクを計る指標としては、3ヶ月以上延滞債権額の大きさに着目した指標が妥当である。
- ・債権償却の対象となる 10 年以上の長期債権については、管理指標から省いた形での管理も重要であり、補助的な管理指標として用いるべきである。

(2) 本委員会での検討結果

① 総回収率 82% の目標値について

- ・総回収率 82% の目標値については、外部シンクタンクのシミュレーション結果を踏まれば基本的には妥当なものと考えられる。
- ・今後の経済情勢の推移と関連性を持つものと考えられるため、景気動向等を注視しつつ最終的に判断する必要がある。

② 債権管理指標について

- ・返還金の回収に当たっては、奨学金であった債権として一定の教育的配慮を求められているが、他方では金融機関としての立場での債権管理の強化も指摘されているところがある。
- ・機構が延滞として管理している債権には、金融的な見地では通常債権として保持しない何らかの財務上処置されるべき債権を内在しており、これらの債権については償却などの措置を検討する必要がある。
- ・機構の債権管理においては、通常の回収率とは異なる別の指標の設定が必要と考えられる。
- ・機構の債権管理における指標については、「回収率」による単年度フローの管理では機構が抱える中長期リスクは見えないことから、「延滞率」を機軸とした、中長期的なリスク管理に重きを置く指標体系により整理すべきものとする。
- ・「延滞率」については債権の性質及び機構の引当状況に鑑み、10 年以上延滞債権を除

いた形で定義する補助指標として「延滞率（一部引当考慮後）」を併せて用いることが機構の運営管理上、望ましい。

2. 返還促進策等の検証結果について

(1) 外部シンクタンクによる分析結果

- ・ 第一種に関し、専修学校（高等課程）・高等学校等で延滞残存率が高い傾向が見て取れる。これらの学種の返還者は、他の学種の返還者に比べ必ずしも資力が乏しいわけではないため、貸与総額の低さによる返還意識の低さがあるのではないかと推察される。
- ・ 返還開始後の経過年が短い返還者（返還開始後0～1年目）が、返還開始後2年目以上の返還者に比べ、延滞残存率が高い。
- ・ 督促架電、振替不能・督促通知は、入金率を高める効果があると認められるものの振替不能4回目以降に効果が低下する。
- ・ サービサー回収委託により入金している返還者の半数以上は、架電を受ける前の文書通知の段階で入金している。また、法的措置についても同様に、入金している返還者の半数以上が、申立予告の文書送付の段階で入金を行っている。
- ・ 規則上、債権償却を実施するためには要返還者の資金力、又は住所状況の把握が不可欠であり、本来的に償却の対象となりうる債権であっても償却を進めることが難しい。

(2) 本委員会での検討結果

- ・ 「返還促進有識者会議報告」で提言された回収強化策については、平成21年度においてその多くが実施に移されている。
- ・ それぞれの返還促進策は、平成20年度以前から実施されている回収委託や法的処理等の返還促進策と相俟って実施の効果をあげており、外部シンクタンクによる回収状況分析の結果にも概ね対応したものとなっている。
- ・ 今後予定されている返還促進策についても、着実に推進していくことが望まれる。

3. これからの返還促進策について（提言）

(1) 外部シンクタンクによる提言

- ・ 返還総額の小さな学種において延滞傾向が高いことから、総額が小さいことによる返還意識の低さが原因となっている可能性があり、コミュニケーション強化による意識醸成の余地がある。法的措置・サービサー回収委託の事前通知効果の高さに見られるように、返還者に対し十分な情報を提供することは回収強化上重要である。また、個人信用情報機関の活用などの施策は、十分な情報提供が効果創出のカギとなるため、コミュニケーション強化が今後一層要請される。コミュニケーション強化により奨学生・返還者から多くの情報を受けられれば、回収プロセスにおける高度化が可能になる。
- ・ 返還者を対象とした調査の結果からもわかるように、経済力の少ない返還者が延滞に陥りやすい傾向は当然ながら明白である。返還計画の見直し（リスク）により、一回あたりの

返還額を少なくし返還期間を延長する制度があればそれらの延滞を低減する効果が見込まれるため、猶予制度と並行する形で早期の導入を検討すべきである。

- ・ 現状の回収プロセスは、原則として機構職員が自ら実施することを前提に、必ずしも標準化されていない状態となっている。コスト圧縮のためには、民間金融機関における回収プロセスを参照しながら、業務プロセスの見直しを行い標準化・効率化を実施することが重要である。
- ・ 給付型の奨学金、卒業後の所得に応じた返還方法の決定等、海外で導入されている制度に対する社会的関心が高まってきている。これらは、回収の費用対効果を大いに高める制度という面もあるため、制度検討を進めておくべきである。

(2) 本委員会の意見・提言

- ・ 教育機会の均等という問題を常に根本に意識し、それを支えるための機構の機能の一つとして返還促進を考える必要がある。
- ・ 返還者・奨学生に対するコミュニケーション（情報提供及び相談対応機能）の強化を図る必要がある。